

入札説明書

日本下水道事業団（以下「事業団」という。）による令和２年度 磐南浄化センター電力供給業務に係る入札公告（役務）に基づく一般競争入札等の手続きについては、関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本入札に係る開札及び契約締結は、当該契約に係る令和２年度の日本下水道事業団予算が国土交通大臣の認可を受けること及び、磐田市と日本下水道事業団との磐南浄化センター維持管理業務委託に関する協定の締結が締結されていることを条件とする。

1. 公告日 令和元年 12 月 10 日

2. 契約職

日本下水道事業団 契約職 東海総合事務所長 棚橋 博行
愛知県名古屋市東区徳川 1 丁目 1 5 番 3 0 号

3. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和２年度 磐南浄化センター電力供給業務
- (2) 納入場所 日本下水道事業団 東海総合事務所 磐田分室(磐南浄化センター内)
- (3) 業務内容 本業務は、磐南浄化センターへの電力供給に係る業務である。
- (4) 履行期間 令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで
- (5) そ の 他 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4. 競争参加資格

本業務に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本業務に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 物品購入等競争参加者の選定等に関する達（平成 7 年 12 月 4 日付達第 23 号。以下「達」という。）第 2 条第 1 号から第 6 号までの規定に該当しない者であること。
- (2) 事業団において、達に基づく一般競争参加資格の認定（業種区分の「１．物品等の製造（卸売・小売）又は製造 １－（リ）その他」において A 等級または B 等級または C 等級を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生

手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

入札公告時において当該資格の認定を受けていない者については、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けている者であること。

(5) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者で、かつ供給期間の間に安定して電気を供給することができる者であること。

(6) 事業団から「物品購入契約等に係る指名基準の明確化等について（平成 11 年 2 月 24 日付総会発第 86 号。）に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5. 担当部署

①競争参加資格確認申請書の受付及び競争参加資格の確認及び競争参加資格確認資料に関すること。

〒438-0215 静岡県磐田市小中瀬956-1

日本下水道事業団 東海総合事務所 磐田分室（磐南浄化センター内）

電話 0538-66-7412 FAX 0538-66-7411

②入札執行及び契約締結に関すること。

〒461-0025 愛知県名古屋市東区徳川1丁目15番30号
名古屋リザンビル 7階

日本下水道事業団 東海総合事務所 総務・協定課

電話 052-977-3811 FAX 052-977-3817

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」と言う。）及び確認資料（提出を求めた場合のみ。以下、「資料」と言う。）を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

①提出期間：令和元年12月11日（水）から令和2年1月17日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。

②提出場所：5.①に同じ。

③提出方法：提出場所へ持参又は郵送等により提出することとし、ファックスによるものは受け付けない。郵送等による場合は、提出期日の前日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日）までの消印があるものを有効とする。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

①登録小売電気事業者

登録小売電気事業者であることを証明する書類（登録通知書の写し等）。

②電気供給体制の確認

下記を記載した書類（様式自由）。

- ・電気の調達方法
- ・契約実績（官公庁又は下水道施設等）
- ・販売電力量実績。

(4) 競争参加資格の確認の結果は、令和2年1月22日（水）までに通知する。

(5) その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤本入札説明書を申請書及び資料の作成以外の目的で使用してはならない。

⑥申請書及び資料に関する問い合わせ先5.①に同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①提出期限：令和2年1月27日（月） 16時00分

②提出場所：5. ①に同じ。

③提出方法：書面は持参し、又は郵送することにより提出するものとし、ファックスによるものは受け付けない。

(2) 契約職は、説明を求められたときは、令和2年1月29日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

①提出期間：令和元年12月11日（水）から令和2年1月30日（木）まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。

②提出場所：5. ①に同じ。

③提出方法：書面は持参し、又は郵送することにより提出するものとし、ファックスによるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり掲示する。

①期間：令和2年1月31日（金）から令和2年2月5日（水）まで

②場所：日本下水道事業団 東海総合事務所又は磐田分室

9. 入札の日時及び場所

(1) 日時：令和2年2月6日（木）13時30分

(2) 場所：日本下水道事業団 東海総合事務所 磐田分室（磐南浄化センター内）

10. 入札方法等

(1) 入札書（別紙様式第1）は及び入札金額算定書（別紙様式第2）は持参すること。郵送及びファックスによるものは受け付けない。なお、入札金額算定書（別紙様式第2）は料金構成を指定するものではない。この様式を参考にし、料金構成、料金単価及び計算式が明確となるように作成すること。

(2) 燃料費調整制度等による燃料費の変動に伴う料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、受注後の電気料金の請求の際にこれらが含まれる場合においても入札金額の算定においてはこれらを含めないものとする。

(3) 入札金額の算定にあたり用いた料金構成、料金単価及び計算式(端数処理を含む)については、落札決定後も適用する。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を入札書に記載すること。

(5) 入札執行回数は、2回とする。

(6) 停止条件

この入札による契約は、磐田市と日本下水道事業団との磐南浄化センター維持管理業務委託に関する協定の締結を要することから、開札の日において協定が締結されていない場合は、入札を取り止め又は開札を延期する。この場合、日本下水道事業団は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

(7) 契約締結日及び履行期間は令和2年4月1日からとする。

ただし、令和2年4月1日までに令和2年度の日本下水道事業団予算が国土交通大臣の認可を受けることができなかった場合は、契約締結日は、認可を受けた日とする。

11. 入札保証金及び契約保証金 免除

12. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

13. 入札の無効

4.に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の時にいて指名停止を受けているものその他開札の時にいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

14. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

16. 支払条件

前払金 なし 業務完了後支払いを行う。

17. 再苦情申立て

(1) 契約職からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に不服がある者は、契約職からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。ただし、代表者等の記名押印を要する。）により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

①受付窓口：上記5. ①に同じ。

②受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。

18. 関連情報を入手するための照会窓口 5. ①、②に同じ。

19. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊入札心得書及び別冊契約書案を熟読し、遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、本契約の解除及び指名停止を行うことがある。

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

日本下水道事業団
契約職 東海総合事務所長
棚橋 博行 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

令和元年12月10日付けで入札公告のありました令和2年度 磐南浄化センター電力供給業務に係る一般競争に参加する資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、同公告2.(7)(資本的・人的関係)に該当しない者並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 JSにおける一般競争入札参加資格（業種区分）

業種区分	等級
1－(リ)	

2 入札説明書に定める確認書類（提出を求めた場合のみ）

- ・登録小売電気事業者であることを証明する書類
- ・電気供給体制の確認書類

3 申請書及び資料に関する問い合わせ先

担当者氏名：
担 当 部 署：
電 話 番 号：
FAX 番 号：
E - Mail：

入 札 書

¥

(件名) 令和 2 年度 磐南浄化センター電力供給業務

日本下水道事業団一般競争入札心得等を承諾の上入札します。

令和 年 月 日

所在地
会社名
代表者

印

日本下水道事業団
契約職 東海総合事務所長 棚橋 博行 殿

(注) 1 入札金額は、アラビア数字で記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 判とする。

別紙様式第2 入札金額算定書

会社名: _____

①契約電力: _____ 1,000 kW ②基本料金単価: _____ 円/kW

電力量単価

③昼間時間単価: _____ 円/kWh ④夜間時間単価: _____ 円/kWh ⑤重負荷時間単価: _____ 円/kWh

年	月	平均力率 [%] ※1	⑥基本料金 [円] ①×② ※1	昼間時間 ※2		夜間時間 ※2		重負荷時間 ※2		合 計		⑭固有割引額 [円] ※3	⑮電気料金合計 [円] ⑥ + ⑬ - ⑭
				⑦使用電力量 [kWh]	⑧電力量料金 [円] ③×⑦	⑨使用電力量 [kWh]	⑩電力量料金 [円] ④×⑨	⑪使用電力量 [kWh]	⑫電力量料金 [円] ⑤×⑪	合 計 [kWh] ⑦+⑨+⑪	⑬電力量料金 [円] ⑧+⑩+⑫		
2020	4	100		306,000		335,000		0		641,000			
	5	100		285,000		389,000		0		674,000			
	6	100		334,000		313,000		0		647,000			
	7	100		161,000		349,000		2,947,080		674,000			
	8	100		168,000		332,000		3,126,780		674,000			
	9	100		148,000		352,000		2,731,440		652,000			
	10	100		275,000		267,000		0		542,000			
	11	100		297,000		322,000		0		619,000			
	12	100		299,000		354,000		0		653,000			
2021	1	100		288,000		369,000		0		657,000			
	2	100		289,000		304,000		0		593,000			
	3	100		315,000		337,000		0		652,000			
合 計				3,165,000		4,023,000		490,000		7,678,000			

⑯税抜金額 (⑮×100/110) :

- (※1) 力率割引・力率割増がある場合は、各月の力率は100%として計算する。
- (※2) 時間帯区分は中部電力(株)が定める規定等による。
- (※3) 入札者固有の割引制度がある場合はその割引制度の内容(計算式等)を入札金額算定書に明記または別途提出すること。
- (※4) 入札金額には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。
- (※5) 入札金額の算定の過程において、1円未満の金額が生じた場合は、入札者が実際の請求時に適用する端数処理を行い、その端数処理方法を入札金額算定書に明記すること。
ただし、⑯の税抜金額の計算方法は、入札者の実際の請求における端数処理方法に関わらず、⑮の合計金額の110分の100に相当する金額(1円未満切捨)とする。
- (※6) 入札者が実際の請求時に適用する料金構成が本書と異なる場合は、この様式を参考にし、料金構成及び計算式が明確となるように入札金額算定書を作成すること。
ただし、その場合においても※1,4,5は同様の条件とする。

日本下水道事業団物品購入等一般競争契約入札心得

(目的)

第1条 日本下水道事業団（以下「事業団という。」）が発注する物品の購入契約、製造契約、売払契約その他の契約（工事の請負、建設コンサルタント業務及び地質調査業務に係る契約を除く。）に係る一般競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、この心得の定めるところによるものとする。

(入札の手続等)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（別記様式第1）に記載するものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- 3 入札書は、封かんの上入札者の氏名を表記し、公告又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。
- 4 入札開始時刻までに出席しなかった入札参加者は、入札に参加できない。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、引換え、変更又は取消しをすることができない。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、

又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札書の取り扱い)

第5条 提出された入札書は、開封前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合は、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 入札に参加することができない者がした入札
- 二 委任状を入札前までに提出していない代理人の入札
- 三 記名押印を欠く入札
- 四 入札金額を記載していない入札
- 五 入札金額を訂正した入札
- 六 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- 七 2通以上の入札書をもってした入札
- 八 明らかに連合によると認められる入札
- 九 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 十 その他の入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、入札終了後、直ちに、入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

- 2 入札者は、やむを得ない場合を除き、開札に立ち会わなければならない。

(落札者の決定)

第8条 有効な入札をした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格が1,000万円を超える製造その他の請負契約において、その入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなることがあって著しく不適當であると認められるときは、その者に代えて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 2 前項ただし書きに該当する入札を行った者は、事業団の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度の入札回数は、原則として1回とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者に、くじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書の提出)

第11条 落札者は、契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、これを事業

団に提出しなければならない。ただし、事業団の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(異義の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異義を申し立てることができない。

入 札 書

¥

(件名)

日本下水道事業団一般競争入札心得等を承諾の上入札します。

令和 年 月 日

所在地
会社名
代表者

印

日本下水道事業団
契約職 東海総合事務所長 棚橋 博行 殿

委 任 状

私は(所属・氏名)を代理人と定め、日本下水道事業団 契約職 東海総合事務所長 棚橋 博行の発注する、(件名)に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び契約に関する一切の権限

代 理 人 使用印鑑	印
---------------	---

令和 年 月 日

所 在 地
会 社 名
代表者名

代 表
者 印

日本下水道事業団
契約職 東海総合事務所長 棚橋 博行 殿

- 【 注 】 1. 部 数 1 部
2. 用 紙 日本工業規格A4判縦とする。
3. その他 委任事項は明確に記入すること。